2　前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。
一　電話、ＦＡＸ又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの
二　あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
三　あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務
3　当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条　当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第二号の役務にあっては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第三号の役務にあっては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。
一　巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定められていること
二　一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
2　当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前条第二項第一号の役務にあっては差出人からこの約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、同項第二号又は第三号の役務にあっては、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
3　前項の規定による契約の成立以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章　信書便物の引受け

（受付日時）

第四条　当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。
2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第五条　当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項は差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までに掲げる事項は当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号までに掲げる事項及び当該信書便物の収受が他の方法により明確な場合であって、差出人との間で合意したときは、送り状は発行しません。
一　差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
三　信書便物の品名
四　送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
五　信書便物であることを示す表示
六　当社の名称、住所及び電話番号
七　信書便物を引き受けた営業所の名称
八　信書便物の引受日（第二条第一項第二号の役務の場合は、引受日時を記載します。）
九　信書便物の配達予定日（第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。）
十　重量及び容積の区分
十一　料金額
十二　責任限度額
十三　問い合わせ窓口電話番号
十四　その他信書便物の送達に関し必要な事項
（信書便物として差し出すことができないもの）

第六条　次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。
一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
二　毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
三　生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
四　法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

（信書便物の大きさ及び重量の制限）

第七条　当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。
一　第二条第一項第一号の役務　長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。
二　第二条第一項第二号の役務　長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。
三　第二条第一項第三号の役務　長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（信書便物の内容の確認）

第八条　当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。
2　前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
3　当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
4　差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
5　当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
6　第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。